



# 熊本県公報

第 1 2 2 5 5 号  
平成 25 年 10 月 8 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… ( " ) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 公 告**
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 熊本北部流域下水道の設備更新等に伴う発生材の入札…………… (下水環境課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… ( " ) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… ( " ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 9
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 9
- 登 載 依 頼**
- 有明海自動車航送船組合平成25年第2回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 8 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
らいふSPAここりえ 八代市鼠蔵町 2 8 0 番地 1	株式会社ゆーぜん	平成 2 5 年 1 0 月 1 日

### 熊本県告示第 8 9 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八代草デイサービスセンター 八代市海士江町2833番1	社会福祉法人平成苑	平成25年10月1日

熊本県告示第899号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八代草デイサービスセンター 八代市海士江町2833番1	社会福祉法人平成苑	平成25年10月1日

熊本県告示第900号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 西城園 宇土市下網田町1905番地	社会福祉法人順風会	平成25年10月1日

熊本県告示第901号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター せせらぎ 錦事業所 球磨郡錦町一武2747-1	中畑姉妹 合同会社 人吉市蓑野町176 中畑 冴子	就労継続支援A型	平成25年10月1日

熊本県告示第902号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ワーキングオフィス きらり八代 八代市松江本町7-29	株式会社 ヨシダプロテクト 宇土市城之浦町108-9102 吉田 光宏	就労継続支援A型	平成25年10月1日

## 熊本県告示第903号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

## (訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ママやつしろ 八代市千丁町古閑出2036番地	有限会社ママ 八代市長田町3282番地の7	平成25年8月29日

## (訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
一心リハビリテーション訪問看護ステーション 上益城郡益城町大字馬水517番地1	株式会社ANCHOR 上益城郡益城町大字馬水517番地1	平成25年9月18日

## (認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
和楽荘デイサービス南関の里 玉名郡南関町大字久重字坂本3424番地3	社会福祉法人三加和福祉会 玉名郡和水町平野1300番地	平成25年8月21日

## (小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホームほのぼの・水俣 水俣市汐見町一丁目4番3号-1	社会福祉法人グリーンコープ福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	平成25年9月1日

## (介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ママやつしろ 八代市千丁町古閑出2036番地	有限会社ママ 八代市長田町3282番地の7	平成25年8月29日

## (介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
一心リハビリテーション訪問看護ステーション 上益城郡益城町大字馬水517番地1	株式会社ANCHOR 上益城郡益城町大字馬水517番地1	平成25年9月18日

## (介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
和楽荘デイサービス南関の里 玉名郡南関町大字久重字坂本3424番地3	社会福祉法人三加和福祉会 玉名郡和水町平野1300番地	平成25年8月21日

## (介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホームほのぼの・水俣 水俣市汐見町一丁目4番3号-1	社会福祉法人グリーンコープ福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	平成25年9月1日

## (居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 やまなみ	医療法人高森会	平成25年8月1日

阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	日
------------------	------------------	---

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ファイン薬局 天草市大浜町8番8号	平成25年9月2日
祇園薬局 天草市船之尾町9番地14	平成25年9月3日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ファイン薬局 天草市大浜町8番8号	平成25年9月2日
祇園薬局 天草市船之尾町9番地14	平成25年9月3日

熊本県告示第904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問介護事業所 きずな	菊池郡菊陽町原水1148番地7フォーシーズン2 D102	事業所所在地		平成24年8月1日
		菊池郡菊陽町原水383番地	菊池郡菊陽町原水1148番地7フォーシーズン2 D102	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問介護事業所 きずな	菊池郡菊陽町原水1148番地7フォーシーズン2 D102	事業所所在地		平成24年8月1日
		菊池郡菊陽町原水383番地	菊池郡菊陽町原水1148番地7フォーシーズン2 D102	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
居宅介護支援事業所 野の花	菊池郡菊陽町原水1148番地7フォーシーズン2 D102	事業所所在地		平成24年8月1日
		菊池郡菊陽町原水383番地	菊池郡菊陽町原水1148番地7	

			フォーシー ズン 2 D 1 0 2
--	--	--	--------------------------

**熊本県告示第 9 0 5 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅介護支援事業者）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
あそん里居宅介護支援事業所 阿蘇市一の宮町坂梨 2 3 6 5 番地	社会福祉法人治誠会 阿蘇市一の宮町坂梨 2 3 6 5 番地	平成 2 5 年 7 月 3 1 日

**熊本県告示第 9 0 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 0 月 8 から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大津西合志線	合志市幾久富字桜山 1 5 6 8 番 3 地先から 同所 1 6 1 0 番 1 1 地先まで	155.4	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 0 月 8 日

**熊本県告示第 9 0 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 0 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	満越城本線	上天草市大矢野町中 8 3 2 4 番 6 地先から 同所 8 2 9 2 番 7 地先まで	42.6	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 0 月 8 日

**公 告**

**熊本県公告第 5 4 3 号**

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した

旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	歳嶋 一成	天草市新和町小宮地7579番地
理事	中元 亀	天草市新和町小宮地581番地1
理事	中村 三千人	天草市新和町小宮地1376番地
理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地5207番地2
理事	札元 勇起	天草市新和町小宮地5544番地
理事	本崎 俊一	天草市新和町小宮地6928番地
理事	山下 建夫	天草市新和町大宮地4166番地
理事	迫田 政晴	天草市新和町大宮地5番地
理事	川端 瑞穂	天草市新和町大多尾2698番地1
理事	松尾 登	天草市新和町大多尾3770番地
監事	小山 道孝	天草市新和町小宮地5803番地
監事	安田 直幸	天草市新和町小宮地4526番地1
就任		
理事	中村 三千人	天草市新和町小宮地1376番地
理事	松尾 登	天草市新和町大多尾3770番地
理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地5207番地2
理事	札元 勇起	天草市新和町小宮地5544番地
理事	花谷 雄治	天草市新和町小宮地2028番地
理事	安田 光明	天草市新和町小宮地4582番地
理事	本崎 俊一	天草市新和町小宮地6928番地
理事	山下 建夫	天草市新和町大宮地4166番地
理事	迫田 政晴	天草市新和町大宮地5番地
理事	竹崎 信介	天草市新和町大多尾2129番地4
監事	田端 好太郎	天草市新和町小宮地2535番地
監事	松本 和之	天草市新和町小宮地6030番地
監事	松尾 藤六	天草市新和町大多尾3558番地

熊本県公告第544号

県有財産を次のとおり売却する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物件の表示  
 熊本市北区鶴羽田町（熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター内）  
 熊本北部流域下水道の設備更新等に伴う発生材 一式
- 契約条項を示す場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路都市局下水環境課
- 入札参加資格  
 次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
 (2) 破産者で復権を得ない者  
 (3) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有していない者  
 (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの  
 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札日時及び場所  
 平成25年10月28日午後2時  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- 開札期日 入札終了後即時
- 入札案内書の交付期間及び交付場所  
 (1) 交付期間 平成25年10月11日から平成25年10月25日までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

- (2) 交付場所 2に記載のとおり
- 7 入札参加の申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び確認資料を提出しなければならない。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成25年10月23日午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）  
(3) 提出先 2に記載のとおり
- 8 入札保証金  
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 9 契約締結期限  
平成25年11月1日午後5時
- 10 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 売買代金納入期限 契約締結日から起算して14日を経過した日  
(3) 発生材の搬出期限 契約書により指定する。  
(4) 契約締結場所 2に記載のとおり  
(5) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領、入札案内書等を承知のうえ、入札するものとする。  
(6) 問合せ先  
熊本県土木部道路都市局下水環境課（電話096-333-2530）  
(7) その他詳細は、入札案内書による。

**熊本県公告第545号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）菊陽町商業施設【A区画】  
菊陽第二土地区画整理事業施行地内24街区1画地及び6画地
- 2 菊陽町から聴取した意見の概要
- (1) 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。  
(2) 従業員の採用に当たっては、菊陽町から雇用するようできるだけ配慮していただきたい。  
(3) 防犯対策や青少年の非行防止対策に力を入れていただくとともに、駐車場等における適正な照明の設置、警備員の巡回等に配慮していただきたい。  
(4) 災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部を使用すること及び緊急時における店舗の物資の提供を行うことに係る協定の締結等について、菊陽町との協議を持っていただきたい。  
(5) 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。  
(6) マイバッグ運動、トレイ削減等を推進し、ゴミ減量等の対策に取り組んでいただきたい。  
(7) ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での使用をお願いしたい。  
(8) 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止やクラクション等を行わないことを促していただくとともに、店舗において使用する音楽や営業宣伝が周辺住民等にとって受忍限度を超える騒音にならないように配慮していただきたい。  
(9) 駐車場の利用時間の制限、駐車場内における走行の安全かつ円滑化のため、誘導員や監視員による見回りの実施等の運営面での配慮をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局総務振興課  
平成25年10月8日から平成25年11月8日まで

**熊本県公告第546号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出につ

いて、同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)菊陽町商業施設【B区画】  
菊陽第二土地区画整理事業施行地内24街区1画地及び6画地
- 2 菊陽町から聴取した意見の概要
  - (1) 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。
  - (2) 従業員の採用に当たっては、菊陽町から雇用するようできるだけ配慮していただきたい。
  - (3) 防犯対策や青少年の非行防止対策に力を入れていただくとともに、駐車場等における適正な照明の設置、警備員の巡回等に配慮していただきたい。
  - (4) 災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部を使用すること及び緊急時における店舗の物資の提供を行うことに係る協定の締結等について、菊陽町との協議を持っていただきたい。
  - (5) 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。
  - (6) マイバッグ運動、トレイ削減等を推進し、ゴミ減量等の対策に取り組んでいただきたい。
  - (7) ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での使用をお願いしたい。
  - (8) 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止やクラクション等を行わないことを促していただくとともに、店舗において使用する音楽や営業宣伝が周辺住民等にとって受忍限度を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
  - (9) 駐車場の利用時間の制限、駐車場内における走行の安全かつ円滑化のため、誘導員や監視員による見回りの実施等の運営面での配慮をお願いしたい。
  - (10) 深夜時間帯の営業については、(1)から(9)までに掲げる意見について格段の配慮をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局総務振興課  
平成25年10月8日から平成25年11月8日まで

#### 熊本県公告第547号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
y o u m e マート玉名店  
玉名市亀甲字長畑134番ほか
- 2 玉名市から聴取した意見の概要  
周辺地域住民の生活環境の保持のため、適切な対応をお願いする。  
具体的には、次のような対策に努めることとし、その他、不測の事態が発生した場合はその都度誠意を持った対応をし、配慮を求めている事項についても適切な対応をお願いする。
  - (1) 交通対策 児童の通学時の交通事故防止や交通渋滞の緩和
  - (2) 騒音対策 荷さばき作業の時間厳守及びアイドリングストップの徹底
  - (3) 防犯対策 万引き等犯罪の防止及び夜間の青少年のたまり場化への対策
  - (4) ごみ対策 排出ごみの散乱防止及び適正処理並びにその減量化の推進
  - (5) 雇用対策 積極的な地元からの雇用
  - (6) 地域貢献 地域の社会活動やまちづくりへの積極的な参加
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
平成25年10月8日から平成25年11月8日まで

#### 熊本県公告第548号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積



合志市野々島字東原 4 4 1 4 番 3 2  
3 1 9 . 2 3 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町花立二丁目 5 番 1 - 1 0 3 号ヴァールール菊陽  
鬼海 由紀

**熊本県公告第 5 4 9 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字地藏本 1 3 3 0 番 6 5  
2 3 3 . 6 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋 7 5 2 番地 2 パークハイム I 1 1 0 5 号  
島田 亮一

**熊本県公告第 5 5 0 号**

上益城郡益城町に事務所を置く益城町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。  
平成 2 5 年 1 0 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	上田 一生	上益城郡益城町大字惣領 1 0 2 8 番地

**登載依頼**

**有明海自動車航送船組合告示第 4 号**

有明海自動車航送船組合議会平成 2 5 年第 2 回定例会を平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 1 2 時 3 0 分熊本県玉名市に招集する。  
平成 2 5 年 1 0 月 8 日

有明海自動車航送船組合  
管 理 者 川 崎 邦 宏